埼玉県行政文書から見る県立医学校

―開校から廃校まで―

久保田 友 子

はじめに

現代の日本だけではなかった。社会問題となっている。しかし、医療に関する問題を抱えているのはの医療問題が取り上げられる現在、医療問題は我々に密接した大きなの日のようにテレビや新聞などで、医師不足、医療の地域格差など

課題の一つに医師の養成があげられていた。 課題の一つに医師の養成があげられていた。 課題の一つに医師の養成があげられていた。 課題の一つに医師の養成があげられていた。 課題の一つに医師の養成があげられていた。 課題の一つに医師の養成があげられていた。

では医師開業制度を設ける、医薬分業制度を確立するなどが掲げられ、部省に医務課を設けた。さらに、明治七年には医制を発布する。医制た。明治二年には、ドイツ医学を採用することとし、明治五年には文明治元(一八六八)年に政府は西洋医学を採用することを明確にし

西洋医学を学ぶ為の医学教育を確立することも盛り込まれた。医制と、現代にも続く近代医療制度の基礎となるものであった。その中には、

本の医学教育は進んでいくこととなる。

明治五年に制定され近代学校教育制度の基礎となった学制を元に、

とはどういうものであったのだろうか。を設置することを決める。しかし、埼玉県の医学校は明治九年の開校を設置することを決める。しかし、埼玉県の医学校は明治九年の開校を設置することを決める。しかし、埼玉県の医学校は明治九年の開校を設置することを決める。しかし、埼玉県は明治八年浦和に医学校をがあったことを決める。しかし、埼玉県は明治八年浦和に医学校とはどういうものであったのだろうか。

開校から廃校までを追ってみたいと思う。本稿では、埼玉県立文書館で所蔵する行政文書を中心に、医学校の

一 医学校の開校

に医院を設置する旨の布達を出し、その中で医生に医業の方向を示すが発布された翌年の明治八年のことである。まず、明治八年三月五日が玉県が本格的に近代医療制度の確立に取り組み始めたのは、医制

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田

文書館紀要第二十四号(二〇一一・三)

資料二

第廿六号

明治八年三月廿二日 埼玉県権令白根多助施設候条、是に準拠し速に共同従事可致、此段相達候也依而不日一般の規則剏設頒敷可致候へ共、差向別紙之通仮に規則を医事に付而ハ、是迄再三相達候通、実に一日も等閑致置く可らす候、

各区

正副区長

浦和駅に医館を設置、医長并副両三名を置き、専ハら管内の医事

但、患者来て診察を請ふときハ之を許す

を督せしめ医学生徒を養成せしむ

一医学生徒を募集し、先つ中学に入れ予科を講習せしめ、予科概成

の上本科を修せしか

に会同し学科治術を講究す、其会長ハ医監之に任す毎区便宜の地に於て医学講習所を設、医業の者連月時日を定め此

但、追而一般の規則頒敷迄ハ適宜講習法を設、其段官庁に届出

可し

望ある者を選択し、官庁より之を命す毎区医監壱員を置、区内の医事を監せしむ、尤其区に於て学術徳

せしむ、其他万端医長に商議す可し医監ハ連月時日を定め医館に出頭し、学科を講論し、治術を研磨

験せしむ「医業の者ハ連年必らす両度の試験を経、新に開業する者ハ臨時受

たつた乞い衣日拖祈せしい一是迄開業致候者更に開業願出しむ、尤免状ハ追而試験之上授与する

一医師患者を治療せハ、別紙雖形に準拠し、必らす医案を具し、先つ夫迄ハ依旧施術せしむ

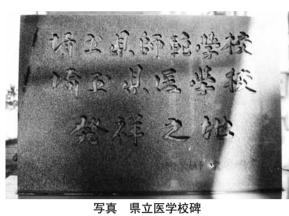
月末これを医監に出し、医監これを医長に正し、其可否を判す

(後略)

(埼玉県行政文書明一八五―二六)

う。翌日の二十三日には、医学校の職員の職掌や学科を定めた「埼玉行為を県レベルで把握していこうとしているのがわかる。医学生徒を 験を受けることも義務付けられた。患者を治療した場合には医案を提 助しなければならなかった。医案は今で言うカルテのようなものであ る。埼玉県の医療に関する考え方が明確に示されたと言ってよいだろ る。埼玉県の医療に関する考え方が明確に示されたと意ってよいだろ る。埼玉県の医療に関する考え方が明確に示されたと言ってよいだろ る。埼玉県の医療に関する考え方が明確に示されたと言ってよいだろ

毎



中

・仙道沿いにあり、

敷地内には碑が立っている

(写真)

在は東和銀行となっている

当初は三校同じ場所であっ

称すると明記されている。 総称して、埼玉県立学校と

や学科などは定まった。し 多額の経費が必要であった。 こうして、医学校の場所 医学校開校までには

そのため、 県は国に対して【資料二】のような伺いを出している。

【資料三】

当県管内医舘設立学業為致研究度、其費用ノ如キ医生ハ勿論按摩 医学保護金之儀ニ付伺

許之上別紙規則書之通致施行、 産婆・牛馬医、其他売薬薬舗等其責ヲ受候ハ当然ニモ可有之、 往々官民ヲシテ尽ク仁術ニ浴セシメ 御允

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田

候様致度、

右壱通相添何分ノ御指揮相伺候也

明治八年五月廿三日

範学校、

中学校、

医学校を

県立学規」も布達された。

「埼玉県立学規」では、

師

埼玉県権令白根多助

内務卿大久保利通殿

(後略)

(埼玉県行政文書明一八四三―七七)

ている。 とが窺われる。また、各区医員から納金の願いを受け、(3) 担を課していることからも、医学校の設立に力を入れ、急いでいたこ 学保護金」を支払う責任があると述べている。牛馬医にまで費用の負 摩・産婆・牛馬医、其他売薬薬舗等」も医学校を維持するための 月々負担することなどがしるされている。また【資料二】では いこと、医業の者は二十五銭、牛馬医は十銭を「医学保護金」として 文中に記されている「別紙」には具体的に免状がないと開業出来な 資金集めもし

を行っている 明治八年十二月になると【資料三】にあるように、医学生徒の募集

【資料三】

甲第五拾四号

各区正副区長

同 学区取締

各村正副戸長

文書館紀要第二十四号(二〇一一・三)

以テ、本庁ニ可申出、此旨広告候事区該学志願之者ハ左ノ規則ニ準拠シ、明治九年一月七日迄ニ書面ヲ学校ヲ県立学校中ニ開キ、県費生徒五十名ヲ限リ入学差許候条、各衛生ノ事項ニ付、兼テ布達之趣モ有之候処、此度坪井為春ヲ聘シ医

明治八年十二月四日

(入学規則は略

埼玉県権令白根多助

(埼玉県行政文書明一八四三─一○○)

院長を務めることとなる。 院長を務めることとなる。 後に校長となり、医学校廃校後は埼玉県立病院 呼ばれた人物である。後に校長となり、医学校廃校後は埼玉県立病院 旧薩摩藩奥医師や幕府医学所教授などを歴任し、医学校に教頭として 旧産摩藩奥医師や幕府医学所教授などを歴任し、医学校に教頭として の書による生徒募集であったが、募集人数は一度では満たされず、

たこうして、明治九年一月十八日に医学校は開校となる。まだ生徒の 田される中での開校であった。この時点で医学校は全国的に官立二校、 出される中での開校であった。この時点で医学校は全国的に官立二校、 日となる。明治八年三月に公布された「医事仮規則」(【資料一】)から見ても、医学校の設立をかなり、志願者は当日学校に来るよう通達が 出される中での開校であった。この時点で医学校は全国的に官立二校、 出される中での開校をあった。この時点で医学校は全国的に官立二校、 日となる。明治八年三月に公布された「医事仮規則」(【資料一】)から見ても、医学校の設立をかなり急いでいたことがわかる。

> 三年で廃校となる医学校の卒業生は修業年限から察するに、すべて変 則 正則生は洋書で、変則生は訳書で授業を受けることなど学ぶ科目や校 年齢十七歳から二十歳の者で、修業年限は三年となっている。他にも や教員の履歴が添付されている。 は正則生二十八名、変則生三十六名の計六十四名であった。この後、 十時など生活の細部にわたって決められている。明治九年の入学生徒 まれている。教則によると生徒は正則生と変則生に分けられていた。 には許可される。文部省へ提出した「埼玉県医学校開業伺」には教則 明治九年四月、 正則生は年齢十四歳から十六歳の者で、修業年限は五年。変則生は 寮則等が定められている。寮則では起床は午前六時、 文部省へ「埼玉県医学校開業伺」(5) 前記した「坪井為春」の履歴書も含 が提出され、 就寝は午後

医学校の開校までかなり急いだ様子がわかったが、開校後も設備の医学校の開校までかなり急いだ様子がわかったが、開校後も設備のとしていたのを、明治十一年九月に個々の学校として分離する布達がを設置する。薬局では薬代を払うのが困難な者は、区戸長の認証が高を設置する。薬局では薬代を払うのが困難な者は、区戸長の認証が高を設置する。薬局では薬代を払うのが困難な者は、区戸長の認証があれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校あれば無料となった。医学校や師範学校、中学校を総称して県立学校の開校までかなり急いだ様子がわかったが、開校後も設備のとしていたのでは、関係を記述するの学校として分離する布達があれば、対していたが、関校後も設備のとしていたの関係を表するのでは、対していたが、関校の関係を表するの学校として分離するでは、対していたが、関係を表するの学校の関係を表するのでは、対していたが、関係を表するのでは、対していたが、関係を表すが、対している。

則生であったと思われる。

充実をはかることになっていた。
て入院患者の病室の設置、診察所の新築(【資料四】)と次々に設備のこの翌月の十月には解剖教室を設置、明治十二年五月から六月にかけ出される。これで、名実ともに単独の県立医学校となったわけである。

【資料四】

明治十二年五月八日

県立医学校

学務課

診察所新築之儀ニ付伺

此費概算金五百九拾八円六拾弐銭五厘平屋建

右ハ本校内薬室診察所是迄之処ハ何分狭隘且間取も不足ニシテ、

面之通り御建築相成度、積書相添、此段相伺候也術上差支之場合も有之二付、此度本校玄関南之方、明キ地江別紙図

上者建設方ハ租税課第三分掌へ依頼致シ可然哉、此段併テ相伺候但、建築費之儀ハ薬室純益金ヲ以テ支出候様致度候、尤御裁可之

也

(図面・概算内訳略)

(埼玉県行政文書明一八五二―四九)

県会において医学校の廃止が決議されてしまうからである。ものであったであろう。しかし、すべての設備が揃ったかは疑問であまのであったであろう。しかし、すべての設備が揃ったかは疑問である。なぜなら、「資料四」の診察所の新築同いから約二ヶ月後の七月にる。なぜなら、「資料四」の診察所はおそらく増築であったと思われる。確かにこれらの設においる。

三 医学校の廃止

考えていなかったのであろう。のたため、否決されることはあっても、廃校にまで追い込まれるとはいた、医学校は廃止すべしとの意見が出てきてしまう。直前まで診じかし、医学校は廃止すべしとの意見が出てきてしまう。直前まで診

【資料五】

治

(前略)

テ此地ニ来ルトスルモ東京へハ僅ニ六里ナレハ、寧ロ東京ニ至テ名下ルゼニ就テ其治療ヲ乞フヲ得ス、ヨシヤ人民カ遠ク病者ヲ携ヘニ異議ナキヲ得サルナリ、蓋シ本校ハ其地位管下ノ東隅ニ偏シ、児玉秩父両郡ノ如キハ殆ント二十有余里ノ距離アレハ、郡内若シ病人下ルモ之ニ就テ其治療ヲ乞フヲ得ス、ヨシヤ人民カ遠ク病者ヲ携ヘエ秩父両郡ノ如キハ殆ント二十有余里ノ距離アレハ、郡内若シ病人を必要ノモノニテ其盛衰ハ大ニ人民ノ

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田)

文書館紀要第二十四号(二〇一一・三)

進歩モ亦昔日ニ倍蓰セン、依テ本校ヲ閉ンコトヲ望ムナリニ依頼シテ研究セシムルニ如カス、然ルトキハ其費用モ省ケ生徒ノニ、之ヲ本校ニ於テ教授スルヨリモ、寧ロ完全ナル東京大学医学部其実ナキモノナリ、又医学生徒養成ノ一事ハ方今焦眉ノ急ナルカ故医ノ治療ヲ乞フモノアラント信ス、依テ考フレハ本校ハ其名アリテ

(後略

(埼玉県行政文書明一〇四八―埼玉県通常会日誌十二号)

れることとなり、 着手していた。 熊谷県では明治九年五月に熊谷県医学校を創設して、医学生の養成に 玉県誕生となる。実はこの熊谷県にも医学校が存在していたのである 明治九年八月に埼玉県と熊谷県 もない頃であった。現在の埼玉県域が決まるまでの詳述は省略するが 玉県域がほぼ決まったのは明治九年八月であり、医学校が開校して間 あげられている。ここまで埼玉県の医学校と述べてきたが、 医学校廃止の理由の一つに医学校の場所が県内の東隅であることが しかし、 医学校は群馬県の前橋へと移されることになった。 熊谷県は廃止され、 (旧入間県分) 埼玉県と群馬県に分割さ が合併して、新しい埼 現在の埼

かかりすぎるなどの理由で廃校となっている。い。しかし、群馬県に移設された医学校も、明治十四年六月に経費がの埼玉県域に一時的ではあったが、医学校が二校あったことは興味深本稿では浦和の埼玉県医学校についてのみ述べることとなるが、現在

医学校廃止の理由として、埼玉県の医学校も経費がかかりすぎることが出来るように、医師の養成を急務としていた。しかし、そのためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となっためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となっためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となっためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となっためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となっためには更なる医学校の拡張、機器等の欧米からの輸入が必要となったと思われる。

しかし、 にかけられていたことは間違いなく、 は否決され、廃校へと追い込まれることになる。多額の経費が医学校 費之儀ハ薬室純益金ヲ以テ支出候様致度」と薬価収入を見込んでいる 算で「金五百九拾八円六拾弐銭五厘」となっている。ここでも ったことを考えると、経費のかかりすぎる医学校は議論の対象になり も及び薬価収入を見込んでも十九%強となっていた。(3) ついて伺いが出されているが、【資料四】にあるように、その費用は概 ことは理解できる。 たことは、 医学校が開校してから理想に向かって次々と設備が整えられていっ 明治十二年の医学校側の予算案では県の総支出の二十三%に 前節でみた通りである。明治十二年五月に診察所の新築に 県の財政難が深刻な状況での初めての県議会であ 経費のかけすぎと非難を浴びる 結局この予算案

やすかったと思われる。

することが建議され、可決された。
して、【資料六】にあるように東京大学医学部への学費は公費にて支出して、【資料六】にあるように東京大学医学部へ転学させると決議された。そ処遇である。在校生は東京大学医学部へ転学させると決議された。そ

地方税費目中ニ挿入支出センコトヲ建言仕候也

明治十二年八月十二日

助殿

県会議長竹井澹如

埼玉県令白根多助殿

別紙略

〔埼玉県行政文書明一○四八─埼玉県通常会日誌第二十九号〕

『貨料プ

医学生徒養成之建議

【資料六】の建議がなされる前に、県は東京大学医学部へ四十名の入校が可能か問い合わせている。医学部は試験の上で入学を許可しているが、現今では四十名の入学は難しいであろうとの回答であった。しかし、試験に合格すれば入学は許可されるとのことなので、庭校直後の建議では最大四十名に公費にて学費を支給すると建議されたのであろう。翌年の明治十三年五月に医学生徒養成費の予算が議決される。この時に議決された医学生徒の人数は十人分であった。在校生の処遇に東京大学医学部への転学と決まりはしたが、公費によって入学出来る人数は限られていき、転学はスムーズに進んだものではなかった。申京大学医学部の入学期は五月と十一月の年に二回であった。明治十三年六月には十一月入学予定の生徒のために、東京大学医学部の入学期は五月と十一月の年に二回であった。明治十三年六月には十一月入学予定の生徒のために、東京大学医学部入学生徒心得」が通達される。医学校に在学していた生徒限定での募集で、人学希望の生徒を募るのが少し遅かったようである。

【資料七】

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田

東京大学医学部へ照会案伺

学第九十九号

候、 リ、 段御依頼旁及御照会候也 陳之情景御推察相成、 致候心組二而、夫々及通達候二付、 校ヲ病院ニ改メ候ニ付、 之次第二相成候而者、本県従来之手続水泡ニ属シ、甚遺憾候間 今後申込之分御差止之趣、本月廿四日東京日々新聞二披閱致候、 本県医学生徒之儀ハ旧県立医学校ニ於テ養成致来候処、昨十二年本 県会ニ於テ右生徒ハ地方税ヲ以テ貴部ニ通学為致候儀ニ決議致 然ル処当十一月医学預科生并医学通学生募集之儀已ニ満員ニ付 就而者本年十一月貴部通学生御募集之節、 御試験之上、 在学之生徒ハ半途廃学候場合ニ立至リ候ヨ 既ニ県庁マテ書面差出候者有之 強而通学御許相成候様致度 医学生徒十名入学為 右 此 前

明治十三年九月廿七日

埼玉県

東京大学医学部

御中

(埼玉県行政文書明一八四四―九六)

前に打ち切られてしまったのである。医学校の生徒から募集を集めた内での募集をまとめて応募する予定であったのであろう。応募を出す切り前ではあるが、応募を打ち切ると新聞にて発表する。埼玉県は県九月二十四日に東京大学医学部は応募者が満員となったために締め

いる。「強而」という二字は語気が強すぎると判断されたのであろう。きであるが、後半文章の「強而」の二字を消して出すよう訂正されてと懇願している。【資料七】は東京大学医学部への照会のいわば下書はずである。医学校廃校の事情を配慮して、試験を受けさせて欲しい段階で応募することが出来なくなり、埼玉県としてはかなり困惑した

【資料八】

第四百○六号

明治十三年十月二日

東京大学医学部回

埼玉県御中

(埼玉県行政文書明一八四四―九六)

試験を認めるわけにはいかないと、今回の明治十三年十一月入学の応【資料八】は東京大学医学部からの回答である。埼玉県だけ特別に

八月の医学校の廃校から一年半以上も、東京大学医学部への転学が出	には、早めに応募して欲しいとの回答であった。生徒達は明治十二年	募については断られてしまう。次回の明治十四年五月入学の募集の際
	明治十四年十二月	明治十四年九月
	学資支給	入学願

文書に残る入学願い及び履歴書から生徒達を抜粋し 学願いを提出した生徒について、少し追ってみたい たのであろうか。そこで、明治十四年・十五年に東 ところで、医学校から東京大学医学部へ入学した

開であったと思われる。

来ない状況となってしまった。これは、埼玉県にとっては予想外の展

④伊藤真太郎

明治九年二月~

明治十四年三月

東大医学部入学照会

県立医学校在籍

た者はどのくらいい		明治十四年五月	入学願 学資支給
水京大学医学部へ入			
にと思う。県の行政	⑤須田行三	明治九年九月~十一年十一月	一月 県立医学校在籍
してみた。		明治十四年三月	東大医学部入学照会

		①浅井大吉	【東京大学医学部への
明治十三年九月	明治十三年五月~	明治十二年三月~	·部への公費による入学願者]
入学願	東大医学部入学	県立医学校在籍	
			⑥鈴木理三郎
明治十五年三月	明治十四年十月	明治十四年三月	明治十二年六月~
東大医学部入学照会	東大医学部入学照会	東大医学部入学照会	県立医学校在籍

郎	
明治十二年六月~	
県立医学校在籍	

明治十五年五月	明治十五年三月	明治十四年十月
入学願	東大医学部入学照会	東大医学部入学照会

明治十三年十一月

学資支給

明治十四年五月	明治十四年三月	②小室蔦之助 明治十二年三月~
入学願 学資支給	東大医学部入学照会	県立医学校在籍
		⑦三輪源次郎

明治十四年九月	明治十四年三月	明治十二年三月~
東大医学部入学照会	東大医学部入学照会	県立医学校在籍

明治十五年一月

入学願 学資支給

明治十四年三月
東大医学部入学照会
⑧山田種助 明治九年二月~
県立医学校在籍

③山下詮太郎

明治九年二月~

県立医学校在籍

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田)

文書館紀要第二十四号 (二〇一一・三)

の通達が出されてから、約一年半以上も待たされていたのである。で	ことになる。埼玉県が募集	をかける前に、東京大学医学部へ入学したことになる。埼玉県が募集	をか
のまま使ったのであろう。在校生たちは明治十二年八月に医学校廃止	浅井大吉は埼玉県が募集	募集しているのが明治十三年の六月である。浅井大吉は埼玉県が募集	募集
られた明治十三年十一月入学分の受験の際に県へ提出した履歴書をそ	廸達し、入学希望の生徒を	玉県が「東京大学医学部入学生徒心得」を通達し、入学希望の生徒を	玉県
ると、明治十三年九月頃のものがほとんどである。これは、応募を断	 	学校に在籍し、明治十三年五月に東京大学医学部に入学している。埼	学校
入学照会に添付されている彼らの履歴書は、作成された日付を見てみ	十三月から三ヶ月間県立医	いくことにする。①の浅井大吉は明治十二年三月から三ヶ月間県立医	< ()
なければならなかったことがわかる。また、明治十四年に提出された	9は、一つ目の①から見て	三つのグループにわけることが出来る。まずは、一つ目の①から見て	三つ
ている者がいることから (⑥⑦)、受験を希望する度に入学照会を出さ	4345678, 91011 0	十一名の生徒をあげてみた。大きく①、②③④⑤⑥⑦⑧、⑨⑩⑪の	+
される。というのが、基本の流れのようである。複数入学照会を出し			
と再び県へ公費による入学の願いを出す。そして、学費等の支給がな	学資支給伺い	明治十五年七月	
たいと入学照会を出し、認められれば入学試験を受験する。合格する	県立医学校在籍せず		
心得」に沿って志願した生徒達である。県へ東京大学医学部に進学し	東大医学部入学	⑪鈴木彬郷 明治十五年四月~	
次の②から⑧のグループは県が通達した「東京大学医学部入学生徒			
て転学した者は少なかったのではないかと思われる。	学資支給伺い	明治十五年四月	
定することは出来ないが、医学校廃止直後に東京大学医学部へ自費に	県立医学校在籍せず		
文書からは浅井大吉のみしか確認出来ない。一人しかいなかったと断	東大医学部入学	⑩山邨直次郎 明治十年一月~	
られたのである。この時期に学費支給願いを提出しているのは、行政			
る。しかし、浅井大吉はすでに入学している者として学費支給が認め	学資支給伺い	明治十五年二月	
でに満員となったので、入学試験の応募は受けられないと断られてい	県立医学校在籍せず		
の時期に埼玉県は東京大学医学部から明治十三年十一月分の入学はす	東大医学部入学	⑨忍田時三郎 明治十一年五月~	
る入学願を提出し、十一月に学費支給が開始されている。ちょうどこ			
費にて入学したものと思われる。その後、明治十三年九月に公費によ	入学願 学資支給	明治十四年五月	
していた生徒は公費による入学希望者なので、おそらく浅井大吉は自	東大医学部入学照会	明治十四年三月	

は、この約一年半以上の間、在校生たちはどうしていたのであろうか。は、この約一年半以上の間、在校生たちはどうしていたのであろうか。東京大学医学部へ公費にて進学出来た人数は少ないという印象を受けずるをえない。

費支給がなされるようになる。

費支給がなされるようになる。この三人は明治十五年に学費支給がなされるようになる。この三人は明治十五年以降は県立医学校が廃止となる前の明治十一年に東京と、明治十五年以降は県立医学校が廃止となる前の明治十一年に東京が大学医学部に入学しているので、おそらく自費にて進学したものと思われる。明治十五年以降は県立医学校に在籍したことのない生徒に学費支

徒達から垣間見ることが出来る。が廃校となっても、医学を学ぶことをあきらめない姿勢を廃校後の生東京大学医学部へ転学出来たとは言えないであろう。しかし、医学校東京大学医学部へ転学出来たとは言えないであろう。しかし、医学校

が膨大にかかることは明らかだったはずである。

い上、県立医学校の開校を急がせたことはわかった。しかし、開校時のなかなか生徒校の開校を急がせたことはわかった。しかし、開校時のなかなか生徒校の開校を急がせたことはわかった。しかし、開校時のなかなか生徒がよいないなどの状況を見てみると、少し急ぎ過ぎたのではないかが膨大にかかることは明らかだったはずである。

が廃校となり、一番考慮すべきなのは生徒のことであると考えさせらで時間を要したことなどを改めて実感することが出来た。やはり学校見てみた。限られた人数しか転学していないこと、転学が実現するままた、今回東京大学医学部へ転学した生徒についても、少し詳しく

れた。

医学校廃校後に残った病院機能も、明治十四年に熊谷の分院が、明治二十三年に浦和の本院が廃止となっている。こうして、埼玉県に医学校は埼玉県の近代医療の発展を語る上で、欠くことの出来ない存在学校は埼玉県の近代医療の発展を語る上で、欠くことの出来ない存在であると言える。

っていただきたいと願いつつ本稿を終えたいと思う。の発展のために医学校が設立されたことを、少しでも多くの県民に知般的にはあまり知られていない。明治時代の初め、埼玉県の近代医療これまでも何度か述べたが、医学校が存在したことは残念ながら一

おわりに

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田)

註

(1) 「医院開院布達

第十壱号

旨兼て相達置候也
「一様となっ」という。「一様のでは、一様では、一様ので

明治八年三月五日 埼玉県権令白根多助

各区

正副区長

学区取締

〔埼玉県行政文書明一八五—一一〕

(2) 埼玉県行政文書明一八四三―七四

- (3) 埼玉県行政文書明一八四三—八八
- (4) 埼玉県行政文書明二二六
- (5) 埼玉県行政文書明一八四三—一〇五
- (6) 『新編埼玉県史 通史編5』 (埼玉県 一九八八年) 五三一頁
- (7) 埼玉県行政文書明一八四三—一七三
- (8) 埼玉県行政文書明一八五二—二三
- (9) 埼玉県行政文書明一八五二―七一~七三

(10) 埼玉県行政文書明三一二

三六

- (11)『群馬県史 通史編9 近代現代3』(群馬県 一九九○年)一一○頁
- 指してきたこと、行ってきたことなどが簡潔にまとめられている。なぜ多額となってしまうのかについて述べたものである。医学校が目(1)【資料五】の県会日誌の附録を参考資料としてあげる。医学校の費用が

県立医学校費

至ルヘシ、 学校ヲ創始シ、正変二則ヲ設ケテ、生徒六拾四名ヲ入学セシム、既ニ 生徒定数アルヲ以テ数十年経ルニ非ザレハ、万衆病客ノ需ニ応スヘキ 術ヲ研究セシム、其規模洵ニ大ナリト云フ可シ、然レトモ内外ニ科ノ 故ニ維新以来政府盛ニ医学ヲ開キ、病院ヲ設ケ、府県ノ生徒ヲシテ医 医術ハ人命ノ係ル所ナレハ、 良医ノ診察ヲ受クルコトヲ得スシテ其命ヲ亡フ者アルニ至ラシメハ、 ラスト雖今ヤ県下ノ開業医員六百九人ニ過キス、其生命ヲ托スヘキモ 地ニ開ク者十七名アリ、其他ノ生員モ亦皆漸次卒業シ、各業ヲ開クニ 徒養成ノ如キハ、開校以来変則学科ヲ卒へ、官ノ准許ヲ受ケ、業ヲ各 ルカ故ニ、 治療セシメ、其中貧困ナル者ニハ医薬食料ヲ給セントス、是ノ如クナ ヲ奏セシ者モ亦少カラス、近頃病室ヲ開キ、患者ノ入宿ヲ許シテ之ヲ ニ増シ、 十年十二月薬室ヲ校内ニ設ケ臨床医学ニ供セシム、以来治ヲ乞フ者日 シテ生徒ノ学稍成リ業漸進ムヲ以テ、傍ラ治術ヲ実施セシメント欲シ 良医ヲ備フルコト能ハス、是ヲ以テ本県ニ於テ、明治九年一月県立医 ノ無キニ非ラサレトモ、 月ニ加ハリテ男女五千五百四人ニ至レリ、其中起死回生ノ績 抑東京ハ盛大ノ医学校アリ、 生徒ノ講習ト治療ノ方法稍其端緒ヲ得ルニ至ル、且夫レ生 人民ノ多クシテ疾病ノ行ハル、ニ当リ、或ハ 技術ノ中是ヨリ重要ナル者アルコトナシ、 開業ノ国手モ亦其人ニ乏シカ

(埼玉県行政文書明一○四八―埼玉県通常会日誌第十二号)

IJ

(13)『埼玉県教育史 第三巻』(埼玉県教育委員会 一九七〇年)四八七頁

(4) 埼玉県行政文書明一八四四—二〇五

(15) 埼玉県行政文書明三五五—埼玉県通常会日誌第十一号

(16) 埼玉県行政文書明一八四四—九一

(17) 埼玉県行政文書明一八四四

参考文献

『埼玉県医学校と日習堂蘭学塾』仲田一信著

(浦和市尾間木史蹟保存会 一九七一年)

『浦和市史 通史編3』(浦和市 一九九○年)

『埼玉県医師会史 第一部戦前編』(埼玉県医師会 一九六七年

『物語浦和市医師会史』(浦和市医師会 一九七一年)

『埼玉県行政史 第一巻』(埼玉県 一九八九年)

埼玉県行政文書から見る県立医学校(久保田